

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見

令和3年6月25日付けで横浜市長 林 文子から送付がありました旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に対する環境影響評価法第20条第5項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

令和3年12月23日

神奈川県知事 黒岩 祐治



I 対象事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第38条の6第1項及び第40条第2項の規定により読み替えて適用される第15条の規定に基づき、都市計画決定権者である横浜市から、令和3年6月25日に送付のあった環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

2 都市計画決定権者

横浜市

3 都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者（事業者）

横浜市

4 事業の目的

本事業は、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性や道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指すものである。

5 事業の内容

本事業は、後記6の事業実施区域の土地について、横浜市が都市計画事業として施行する土地区画整理事業である。土地利用計画の基本方針によると、当該土地には、①営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリアとして「農業振興地区」、②国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリアとして「公益的施設用地（公園・防災等用地）」、③広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリアとして「観光・賑わい地区」、④交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリアとして「物流地区」を配置する。各エリアが連携することにより、人やものが行き交い、将来的には年間1500万人が訪れ、地区全体の価値が向上するとともに、周辺地域へも波及していくことで、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指している。

6 事業実施区域

事業実施区域は、横浜市旭区上川井町並びに同瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目に位置する、約248.5ヘクタールの範囲である。

7 事業実施区域及びその周辺の環境

事業実施区域は、東名高速道路の横浜町田インターチェンジや一般国道16号の上川井インターチェンジに近接し、区域内を南北に環状4号線が通るなど、広域

での自動車交通の利便性が高い場所である。当該区域は、戦前には旧日本海軍の、また戦後には接収した米軍による通信施設としての使用を経て、平成27年6月に米国から日本へ返還された。戦後約70年間にわたって土地利用が制限されてきたため、事業実施区域には、まとまりのある農地や草地、樹林地が残されている。

事業実施区域の周辺には、主に南側に集合住宅や戸建住宅、南東側から東側に市民の森やゴルフ場があり、北側に物流施設が集積している。

II 審査経緯について

1 審査会の審議について

対象事業に係る準備書について、法第38条の6第1項及び第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第5項に基づき知事の意見を述べるに当たり、令和3年6月29日に、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第75条第6号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問したところ、6回にわたり審査会が行われ、令和3年12月14日に答申を受けた。

答申では、大規模な改変により、広大な草地や水辺など自然環境及び田畑の消失が懸念される一方、動物・植物・生態系の環境保全措置について、イメージや観念的なものが多く、準備書の段階においても具体化していないものがあつたため、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成する段階では、その時点で具体化したものについては、できる限り評価書に記載すべきであるなどの意見が示された。

2 環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見について

法第38条の6第1項及び第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第18条第1項に基づき、都市計画決定権者に、31通の意見書が提出され、この意見の概要及び当該意見についての都市計画決定権者の見解を記載した書類が、令和3年9月10日に知事に送付された。

なお、条例第48条第1項に基づき開催することとされている準備書公聴会は、当該準備書に係る環境の保全の見地からの意見を述べようとする者の申出がなかったため中止とした。

3 関係市長意見について

環境影響を受ける範囲と認められる地域が、一の政令で定める市の区域に限られ、法第38条の6第1項及び第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第4項に基づき、当該地域を管轄する横浜市長が都市計画決定権者に対して直接意見を述べることから、県としては関係市長である横浜市長の意見を求める必要はない。

III 意見

本件準備書に対して、条例第50条第2項に基づき環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見を考慮するとともに、審査会の答申を踏まえ、法第20条第5項に

基づき、次のとおり意見を述べる。

1 総括事項

本事業は大規模な改変により、広大な草地や水辺など自然環境及び田畑の消失が懸念されるが、動物・植物・生態系の環境保全措置について、イメージや観念的なものが多く、準備書の段階においても具体化していないものがあつたため、評価書を作成する段階では、その時点で具体化したものについては、できる限り評価書に記載すること。また、計画を具体化するに当たり、その内容及びそれが適切なものかどうかについて、適宜、関係住民等に丁寧に説明すること。

以上のことから、評価書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 騒音

ア 騒音に係る事後調査について

事業者は、道路交通騒音について、工事用車両の分散により低減する計画としているが、道路交通騒音が高い地域における長期の工事となることから、騒音の事後調査を実施し、環境保全上の問題がないよう努めること。

(2) 生態系

ア 相沢川沿いに創出する水辺環境について

事業者は、相沢川沿いの一部の区域において、暗渠化した相沢川からの取水により湿地環境や水路等の水辺環境を創出するとともに、観光・賑わい地区等に降った雨を暗渠化した相沢川に流入させ、その地区降雨相当分は調整池を経由して下流の相沢川に流すとしているが、具体的な方法等は今後、検討するとしている。

相沢川沿いに新たに創出する水辺環境については、保全対象種等の生育・生息に必要な水質や水量及び生物の移動経路としての機能等も、十分考慮した上で具体化を図ること。

イ 和泉川源流部の環境保全措置について

事業者は、和泉川源流部にホトケドジョウを保全対象種とした生息環境を創出するとともに、環境負荷の少ない地上式調整池を検討しているが、具体的な内容はほとんど明らかになっていない。

こうしたことから、和泉川源流部に新たに創出する生息環境については、ホトケドジョウの生息に必要な湧水量を考慮するとともに、地上式調整池については、多様な生物を育める水辺環境となるよう工夫すること。

ウ 保全対象種等の保全対策について

本事業により、事業実施区域内の現況の大部分が改変されるが、保全対象種等の保全手法について、工事スケジュールを踏まえた手順や具体的方法等はほとんど明らかになっていない。

こうしたことから、有識者を擁する機関や公園事業者等と十分連携し、できる限り実効性の高い保全対策を計画し実施するとともに、環境教育や環境保全

の担い手育成の観点から、早い段階から住民等と十分連携を図り、できる限り生物多様性への影響を減らすよう努めること。

以上